



第74回
定時株主総会

招 集
ご 通 知

開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時

開催場所

東京都千代田区神田錦町三丁目19番地1
当社 5階会議室

議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

| | |
|----------|----|
| 招集ご通知 | 1 |
| （添付書類） | |
| 事業報告 | 3 |
| 連結計算書類 | 23 |
| 計算書類 | 37 |
| 監査報告書 | 46 |
| 株主総会参考書類 | 52 |



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/5199/>



証券コード 5199
2022年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町三丁目19番地1
不二ラテックス株式会社
取締役社長 伊 藤 研 二

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご来場を極力見合わせ、書面にて事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2022年6月23日（木曜日）午後5時40分までに折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2022年6月24日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区神田錦町三丁目19番地1 当社 5階会議室 |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | 1 | 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2 | 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fujilatex.co.jp>）より、発信情報をご確認ください。併せてお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fujilatex.co.jp>）に、修正後の内容を掲載させていただきます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎お土産をご用意しておりませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 - ◎会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場される株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、供給制約や原材料価格の高騰等による下振れリスクが懸念されながらも、コロナ禍からの経済活動の回復を背景に、企業収益や業況感の改善、設備投資の持ち直しの動きが続きました。新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の登場等による活動制限の再強化や資源価格等の高騰が景気回復に影響を与える可能性は排除できませんが、2年連続でのGDPプラス成長が実現する見通しとなっています。

世界経済については、米国では個人消費を下支えに景気が拡大した一方で、欧州や中国では新型コロナウイルス感染症の再拡大と活動制限、供給制約等により実質GDPの伸びは鈍化の見通しであり、地域差が生じています。また、ロシアのウクライナ侵攻による直接的な影響と世界的な波及効果が経済成長に反映されてくると想定されます。

このような状況の下、当社は精密機器事業を中心に2020年12月以降の需要回復を受けての好調な受注が今期に入っても年度を通して継続しており、新型コロナウイルス感染症の売上への影響も含めてほぼ想定どおりの売上となりました。

当社は「世界の人々の健康と豊かな暮らしに貢献する」との経営理念に基づく製品造りに注力し、お客様の多様なニーズに迅速・的確に対応するため、新技術・新製品開発へ積極的に取り組んでまいりました。また、生産能力の向上と生産体制の効率化を狙い、生産設備増設と増築をした新栃木工場に続き、医療用メディカル製品の生産を柱とする栃木千塚工場を竣工し、当年度は新工場での生産体制に移行いたしました。

生産設備の整備により生産体制の強化と生産性向上が実現いたしました。さらに、総人員の適正配置、間接費用の継続的削減活動の展開等、生産体制の合理化と業務の効率化を継続して推進し、企業体質の強化と強固な事業基盤の構築に努めてまいりました。

医療機器事業が展開する主力のコンドーム事業については、国内市場向けは依然として少子高齢化に伴う市場縮小の傾向が続いており、取扱いアイテムの構成見直しと製造コストの削減による採算強化、新ブランド構築による新たな市場拡大に取り組んでおりましたが、生産販売体制や新規設備の見直しが必要となり、関連資産の減損452百万円を計上いたしました。

精密機器事業においては、国内外の製造関連企業を中心とした顧客ニーズに対応すべく、ハイレベルな製品開発、「with コロナ」時代に即した新たな非対面営業による提案営業の試み、QCの強化に取り組んでおります。

その結果、当連結会計年度の売上高は、8,147百万円（前年同期は6,850百万円）となりました。

また、利益面につきましては、生産合理化と投資計画の見直しや諸経費の節減を実施したことにより、営業利益は529百万円と前年同期と比べ259百万円（96.5%）の増益、経常利益は486百万円と前年同期と比べ259百万円（114.3%）の増益となりました。また、減損等の特別損失549百万円の計上、および法人税等調整額△81百万円の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失は142百万円（前年同期は170百万円の利益）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。なお、セグメント損益は、営業利益又は営業損失に基づいております。

① 医療機器事業

主力のコンドームは、国内市場においては主要な販売チャネルとしての大型小売店・ドラッグストア等を中心に販路開拓に注力いたしました。また、引き続きネット販売への取組みを強化すると同時に、ドラッグストア、量販店とのタイアップ企画や販促キャンペーンへの展開、SNSを媒体としたWeb広告に取り組みました。

新素材コンドームSKYNの売上が好調であり、欧州向けの販売が好調なメディカル製品とともに事業売上を牽引しました。

利益面では不採算製品の見直し、生産歩留まりの向上、販売費節減へ継続的に取り組み一定の成果も出しましたが、新生産設備でのコンドーム製造費用が想定以上に膨らみ、在庫の評価減を実施いたしました。メディカル製品につきましては、生産部門・販売部門一体による効率化、費用削減、生産歩留まり向上策により、前期比増益となりました。

この結果、売上高は2,301百万円（前年同期は2,145百万円）となりました。

セグメント損益は、コンドームの製造費用上昇に伴う在庫評価減の実施等の利益圧迫要因により、282百万円の損失（前年同期は73百万円の損失）となりました。

② 精密機器事業

精密機器事業は国内・海外ともに2020年12月以降に取引先の需要が急回復し、今期も年間を通して受注が好調に推移いたしました。生産設備用市場での需要拡大のほかにも幅広い業種において生産増の動きが見られ、売上増加に寄与しました。また、海外向け取引では欧州を中心に好調な受注が続きました。製品別ではショックアブソーバ及びロータリーダンパーともに前年比大幅増収となりました。

利益面では受注増に伴う生産効率向上、人員の適正配置や工数削減による製造経費削減、販売費節減へ継続的に取り組み、利益率が大幅に改善しました。

この結果、売上高は過去最高の5,316百万円（前年同期は4,200百万円）となりました。

セグメント利益は、過去最高の1,259百万円と前年同期と比べ527百万円（72.1%）の増益となりました。

③ S P 事業

前年と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言等の発動が売上の下押し要因となったほか、商材に係る海外物流の停滞の影響も重なり、主力のゴム風船及びフィルムバルーンがプロモーションツールとして各種イベントで使用される機会や対面型販売の減少が通年で発生いたしました。

この結果、売上高は330百万円（前年同期は310百万円）となりました。

セグメント損益は、7百万円の損失（前年同期は29百万円の損失）となりました。

④ 食品容器事業

主力販売先との取引が伸びたことにより、売上高は199百万円（前年同期は194百万円）となりました。

セグメント利益は、生産効率の低下や設備修繕に伴う原価増要因により、14百万円と前年同期と比べ61百万円（△80.7%）の減益となりました。

(注) 当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。これに伴い、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比較して減少しております。そのため、当連結会計年度における事業の経過及びその成果に関する説明は、売上高については前連結会計年度と比較しての増減額及び前年同期比（%）を記載せずに説明しております。詳細は、「連結注記表（会計方針の変更に関する注記）」に記載のとおりであります。

報告セグメント別売上高

| 区 分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | | 前連結会計年度比増減 | |
|-------------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|-------|
| | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 増減率 |
| 医 療 機 器 事 業 | 2,145,898千円 | 31.3% | 2,301,092千円 | 28.2% | 155,194千円 | 7.2% |
| 精 密 機 器 事 業 | 4,200,034千円 | 61.3% | 5,316,728千円 | 65.3% | 1,116,693千円 | 26.6% |
| S P 事 業 | 310,001千円 | 4.5% | 330,412千円 | 4.1% | 20,411千円 | 6.6% |
| 食 品 容 器 事 業 | 194,828千円 | 2.9% | 199,103千円 | 2.4% | 4,275千円 | 2.2% |
| 合 計 | 6,850,762千円 | 100.0% | 8,147,337千円 | 100.0% | 1,296,574千円 | 18.9% |

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、医療機器事業及び精密機器事業等を中心に全体で142百万円の設備投資を実施しております。

(3) 資金調達の状況

当社は長期運転資金調達のため2021年12月27日に第23回無担保社債1億円、第24回無担保社債2億円、2022年3月31日に第25回無担保社債1億円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く中長期的経営環境につきましては、高度化、多様化する需要環境、技術革新、生産拠点のグローバル化、安全や環境問題、ガバナンスへの取組み強化等、その基本的構図は大きく変わらないものと予想されます。

当社が優先的に対処すべき事業上の課題は、各事業の成長性と収益性からみて、その事業領域に相応しい経営資源を適正に配分していくこと、及び事業ポートフォリオの見直しや事業継続の可否判断を適時適切に実施していくことです。製造業として生産設備や研究開発への投資はもとより、人財の確保やIT化投資等、多岐にわたる必要投資を限られた経営資源の中から選択・決定していかなくてはならず、そのためには意思決定の基準や枠組みの更なる高度化が必要です。

また、財務上の課題として、前中期経営計画に基づく成長投資に伴い増加した有利子負債の適正化があげられます。投資の成果による営業キャッシュ・フローの強化とともに、有利子負債削減の優先順位を上げて、株主還元、内部留保、投資の配分を適正に実施していきます。

かかる課題認識の下、中長期的な経営の基本方針に基づき、経営体質の強化、持続的な事業の成長、企業価値の向上を実現するために、以下の経営課題に取り組んでまいります。

① 技術力の強化、新製品の開発

新技術、新製品の開発は「ものづくり」に真摯に取り組む当社の生命線と考えております。医療機器事業の中核であるコンドーム市場では、新素材製品や薄さを追求した製品を中心に展開する等、国内外の市場で環境変化が見られます。海外も含め新たなマーケットを創造すべく、新素材の開発、革新的製法への転換、斬新な発想に基づく製品開発、生産拠点の整備を進めてまいります。精密機器事業ではハイレベルでユニーク、かつコストパフォーマンスに優れた独自の製品を生み出す技術力をバックに、新たな素材開発と機能性を睨んだ製品開発に注力し次期成長エンジンを生み出すことでニッチトップ企業を目指してまいります。また、営業部門と技術・研究開発部門の緊密な連携を通し、ユーザーのニーズを的確に先取りすることで製品開発に生かしてまいります。

生産工場においては、新製品開発と効率生産を可能にする最新設備の拡充を継続的に推進してまいります。さらに、永年培ってきた技術・技能を受け継ぐべき人材の育成に取り組んでまいります。特に、中核となる戦略製品群につきましても、革新的な生産技術の開発にチャレンジし、競合他社との差別化とリーディングカンパニーとしての揺るぎ無い地位を確立してまいります。

② 新分野・新商材・新規事業への取組み

将来にわたって持続的成長を遂げていくためには、当社の中核事業に加え、既存の独自技術・営業基盤を生かした新たなコア事業の創出が重要な課題と認識しております。世界に通用する技術や優位性の高い製品の開発に積極果敢に取り組むと同時に、共同開発や技術提携等により新たな可能性を追求してまいります。海外も含め積極的に新分野を開拓し、新規事業領域の拡大と成長分野への進出、事業基盤の拡充に取り組んでまいります。

③ 生産性向上と効率性を追求した設備投資

生産革新によるQCDの追求を基本方針として、全社を挙げてコスト意識の徹底を図ってまいります。同時にISOをベースとした管理体制の整備と強化に注力し、生販一体となった業務運営による生産性の向上と効率性を追求いたします。自動化生産設備の開発と積極的な導入を柱とした生産能力の拡大だけでなく、既存設備の整備・更新にあたっては抜本的な生産システムの再構築を視野に、不良率の低減を始めとしたローコスト運営に資するシステム化を図り、投資効率の高い設備改革に取り組んでまいります。その一環として増設を展開してきた新栃木工場は、フル稼働体制を構築し維持しております。さらに、新たな生産拠点として竣工した栃木千塚工場へのメディカル部門の移転が2021年3月に完了し、稼働を開始しております。今後は安定的なフル稼働体制の早期確立を喫緊の課題として取り組んでまいります。生産能力の増強と開発力の強化に取り組むと同時に、生産拠点の防災対策のみならず、多角的な視点から実効性の高い事業継続計画（BCP）の策定を進めてまいります。

④ 海外市場の開拓、ネットワークの拡大

成長が見込める海外市場を開拓すべく新規の販売ネットワークの拡大に取り組んでまいります。中国に有する販売拠点の拡充や協力工場との連携を進め、高度な技術に裏付けされた当社製品とブランド力を前面に掲げ、中国、欧米、東南アジアへ向けて多面的な取組みを推進いたします。また、取引ウエイトが高くなる海外の顧客への対応力強化のためにドイツ代表事務所を中心に、営業及び技術面のサポート体制を拡充いたします。

⑤ 人材の採用と育成

企業の成長を目指すうえで組織体制の強化は不可欠であり、中長期的視点で優れた人材を継続的に採用し育成してまいります。個々の能力とモチベーション、新たな創意工夫を引き出すために働きがいのある職場環境の整備・拡充を行い、働く人の視点で働き方改革を推進してまいります。

⑥ 財務体質の強化

製造業として、その根幹をなす生産設備及び研究開発関連への投資資金を確保するために、収益の拡大を図ってまいります。生産性向上と合理化の推進に向けた投資により総合的なものづくりシステムの改善を図り、生産サイクルにおける適正棚卸資産の維持と製造・管理コストの削減に努めてまいります。同時に、経営環境の変化に柔軟に対応し持続的成長の実現に向けて、自己資本の増強と有利子負債の削減等を柱とする財務体質の強化に努めてまいります。

⑦ 経営管理体制の整備と強化

企業の持続的成長と企業価値の向上の実現に向けて、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。内部統制、リスク管理、情報管理、コンプライアンスへの取り組みを強化徹底し、より信頼性と透明性の高い経営を実現しコーポレート・ガバナンスの実効性を高めてまいります。さらに、成長戦略を推進し業容の拡大を支えるために、変化に強く柔軟な対応が可能となるITシステムの整備と再構築を推進すべく2020年度に設置したデジタル推進室を中心に、全社的なデジタル化活動を強化いたします。

⑧ 企業文化の醸成

当社のあるべき姿を見据え、従来から判断や行動の基本としてきた経営理念、価値観、行動指針を「F U J I L A T E X W A Y」として改めて明確にし、すべての活動につながる価値観を体系化しております。今後はこの企業ビジョンを全役職員で共有すべく、あらゆる機会を捉え、ひとりひとりの理解が深まるよう様々な施策により継続的に展開してまいります。日々の業務活動の拠り所とし、さらに社会貢献につながることを願いとして積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第71期 2019年3月期 | 第72期 2020年3月期 | 第73期 2021年3月期 | 第74期 (当連結会計年度) 2022年3月期 |
|---|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高 | 8,337,987千円 | 7,212,955千円 | 6,850,762千円 | 8,147,337千円 |
| 経常利益 | 527,421千円 | 33,921千円 | 226,972千円 | 486,412千円 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) | 397,829千円 | △26,585千円 | 170,101千円 | △142,795千円 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) | 313.33円 | △20.94円 | 134.03円 | △112.56円 |
| 総資産 | 13,567,117千円 | 12,659,706千円 | 12,437,383千円 | 11,807,610千円 |
| 純資産 | 3,240,143千円 | 3,117,575千円 | 3,304,795千円 | 3,098,418千円 |
| 1株当たり純資産額 | 2,551.96円 | 2,455.88円 | 2,604.82円 | 2,442.65円 |
| 自己資本比率 | 23.9% | 24.6% | 26.6% | 26.2% |

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|------------------------------|----------|---------|-------------------|
| 不二ライフ(株) | 38,000千円 | 100.00% | 医療機器の販売 |
| FUJI LATEX SHANGHAI CO.,LTD. | 300千US\$ | 100.00% | 緩衝器の輸出入及び中国国内での販売 |

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

| 事業区分 | 事業内容 |
|--------|-------------------------|
| 医療機器事業 | コンドーム、水枕、プローブカバーの製造及び販売 |
| 精密機器事業 | 緩衝器の製造及び販売 |
| S P 事業 | バルーン、販売促進用品の販売 |
| 食品容器事業 | 食品容器の製造及び販売 |

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

| 名称 | 所在地 |
|----------|--------------|
| 本社 | 東京都千代田区 |
| 大阪営業所 | 大阪市淀川区 |
| 名古屋営業所 | 名古屋市名東区 |
| 福岡営業所 | 福岡市博多区 |
| 栃木工場 | 栃木県栃木市 |
| 新栃木工場 | 栃木県栃木市 |
| 真岡工場 | 栃木県真岡市 |
| 栃木千塚工場 | 栃木県栃木市 |
| ドイツ代表事務所 | ドイツデュッセルドルフ市 |

② 子会社

| 名称 | 所在地 |
|------------------------------|---------|
| 不二ライフ(株) | 東京都千代田区 |
| FUJI LATEX SHANGHAI CO.,LTD. | 中国上海市 |

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 事業区分 | 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|------------|-------------|
| 医療機器事業 | 122 (25) 名 | 3名増 (4名減) |
| 精密機器事業 | 136 (38) 名 | 3名減 (2名減) |
| S P 事業 | 2 (1) 名 | - (-) |
| 食品容器事業 | 7 (3) 名 | 1名増 (-) |
| 全社 (共通) | 20 (5) 名 | 1名増 (2名増) |
| 合計 | 287 (72) 名 | 2名増 (4名減) |

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 臨時従業員数は () 内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------------|-----------|-------|--------|
| 281 (69) 名 | 2名増 (4名減) | 40.4歳 | 11.7年 |

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、子会社からの出向者を含めております。

2. 臨時従業員数は () 内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先

| 借 入 先 | 借 入 金 残 高 |
|---------------------|-------------|
| (株) り そ な 銀 行 | 1,279,554千円 |
| (株) 三 菱 U F J 銀 行 | 864,573千円 |
| (株) み ず ほ 銀 行 | 795,899千円 |
| (株) 足 利 銀 行 | 698,515千円 |
| (株) 三 井 住 友 銀 行 | 671,225千円 |
| (株) 商 工 組 合 中 央 金 庫 | 447,964千円 |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 (株) | 381,790千円 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社 | 45,000千円 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,000,000株
(2) 発行済株式の総数 1,286,199株 (自己株式17,738株を含む)
(3) 株主数 1,578名
(4) 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|------------|----------|--------|
| 岡本昌大 | 155,250株 | 12.24% |
| 岡本和大 | 143,513株 | 11.31% |
| 岡本明大 | 124,646株 | 9.83% |
| 岡本和子 | 104,566株 | 8.24% |
| 不二ラテックス共栄会 | 61,700株 | 4.86% |
| 岡本正敏 | 34,158株 | 2.69% |
| (株)りそな銀行 | 30,000株 | 2.37% |
| (株)大木 | 27,500株 | 2.17% |
| オカモト(株) | 26,800株 | 2.11% |
| 赤松直起 | 24,000株 | 1.89% |

(注) 持株比率は自己株式 (17,738株) を控除して計算しております。

- (5) **その他株式に関する重要な事項**
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|----------------------------|---------|------------------------------------|
| 取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役) | 伊 藤 研 二 | FUJI LATEX SHANGHAI CO.,LTD.董事長 |
| 専 務 取 締 役 (代 表 取 締 役) | 岡 本 昌 大 | 医療機器本部長・メディカル営業部長 不二ライフ(株)代表取締役 |
| 取 締 役 | 近 藤 安 弘 | 精密機器本部長・海外営業部長 |
| 取 締 役 | 金 原 辰 弥 | 管理本部長・財務部長 |
| 取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員) | 柏 村 明 克 | |
| 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 深 沢 岳 久 | 弁護士 |
| 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員) | 大 西 恭 二 | |

- (注) 1. 社外取締役である深沢岳久氏及び大西恭二氏の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 会計監査人及び内部監査室等との連携を深化させ、臨機応変かつ高度な情報収集を可能とし、監査の環境整備にも努めさせるため、柏村明克氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員を含む）、執行役員、管理職従業員及びその他従業員（ただし、その他従業員は雇用関連賠償に限る）であり、当社が保険料を全額負担しております。当該保険契約では、上記の被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合には補填の対象外としております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役2名とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目内は同様。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

①基本報酬に関する方針

取締役の個人別の固定報酬等の額の算定方法については、持続的かつ中長期の業績と企業価値の向上に資するよう、その役位や職務・職責、経営内容（業績）、経営環境、貢献度を総合的に勘案し、また、世間一般水準、従業員給与等とのバランスを考慮して決定する。

②業績連動報酬等・非金銭報酬等に関する方針

該当なし

③報酬等の割合に関する方針

固定報酬のみ

④報酬等の付与時期や条件に関する方針

[時期] 月1回 [条件] なし

⑤報酬等の決定の委任に関する事項

当該取締役の氏名又は地位若しくは担当…代表取締役社長 伊藤研二

委任する権限の内容…個人別報酬等の内容の決定の全部

当該権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずるときは、その内容…なし

⑥上記のほか報酬等の決定に関する事項

なし

なお、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ロ. 報酬等についての株主総会決議に関する事項

役員報酬の限度額については、2015年6月26日開催の第67回定時株主総会決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く12名）の総額は年額3億円以内、監査等委員である取締役（4名）の総額は年額4千万円以内としております。

八. 取締役の報酬等の額

| 区 分 | 報酬等の額 | 報酬等の種類別の総額 | | | 対象となる 役員の員数 |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------|------------|----------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | |
| 取締役 (監査等委員を除く) | 79百万円 | 79百万円 | － | － | 6名 |
| 取締役(監査等委員) (うち社外取締役) | 32百万円 (16百万円) | 32百万円 (16百万円) | － | － | 3名 (2名) |
| 合 計 (うち社外役員) | 111百万円 (16百万円) | 111百万円 (16百万円) | － | － | 9名 (2名) |

- (注) 1. 上記には、2021年6月25日開催の第73回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 上記には、使用人兼務取締役の使用人分給と相当額を含めておりません。
3. 当事業年度に係る取締役の報酬については、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したため、2021年6月25日開催の臨時取締役会決議により、個人別報酬等の内容の決定の全部を代表取締役社長伊藤研二に委任しております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

| 氏 名 | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---------------------------|---|
| 深 沢 岳 久 (社外取締役(監査等委員)) | 当事業年度に開催された取締役会16回のうちすべてに、また監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、内部統制における危機管理やコンプライアンス等の法的処理及び契約等について、発言及び助言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 大 西 恭 二 (社外取締役(監査等委員)) | 当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに、また監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。 上場会社の元システム事業担当取締役としての経験や、上場他社の元社外監査役としての客観的見地から、内部統制における危機管理や人材育成、情報システム関係、コーポレートガバナンス・コードの遵守等について、発言及び助言を積極的に行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

| 区 分 | 報 酬 等 の 額 |
|------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 25百万円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 25百万円 |

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を取締役会において決議し、以下の体制をとっております。

① 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

全取締役、全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、CSR委員会を設置し、その下にコンプライアンス委員会、危機管理委員会、環境管理委員会を設置する。また、各委員会組成の趣旨に従い各委員会を適切に運営すると同時に、全取締役、全使用人が法令・定款および当社の経営理念を遵守して行動をとるための『行動規範』および『行動指針』を定める。

CSR委員を選任した上で、各部門にCSR責任者を配置し総務部に事務局を設置する。同事務局はCSRに関わる事項を企画・立案するとともに、各社員からの報告相談窓口となり委員長、委員に報告を行う。

万一、CSRに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が責任者、委員を通じ代表取締役社長、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。

また、使用人が法令もしくは定款上疑義ある行為等を発見した場合に、それを報告通報しても当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する『公益通報者保護規程』を制定する。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱いは、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

取締役は『文書管理規程』により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為や異常事態、緊急事態が発生・発見された場合は、直ちに危機管理委員会を招集し、その内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに検討・対応する体制を構築する。

監査・内部統制室は各部門の日常的な業務全般に亘り管理状況を監査する中で、法令・定款違反その他の事由に基づきリスク発生の危険のある業務執行行為が発生した場合はその内容、それがもたらすリスクの程度についてCSR委員会事務局（危機発生時は危機管理委員会事務局）に報告し検討を行い、必要に応じ取締役会、監査等委員会に報告する体制とする。また、取締役会はリスク管理体制を逐次見直し、問題点の把握と改善に努める。

- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は月1回の定例取締役会および適宜臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保すると同時に、付議基準に該当する重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。
さらに、各部門の責任者および執行役員以上をもって構成する全社会議を毎月開催し、業務執行状況並びに経営計画の進捗状況を確認・協議することで経営情報の共有を図り、その協議内容・指示に基づき各部門責任者は業務を展開する体制とする。また、取締役および部門責任者を中心とした会議を毎週1回開催し、タイムリーな事案を経営トップに報告し、その対応方針等を協議し迅速・的確に業務を推進する体制を構築する。
経営計画の管理については、経営理念を軸に毎年策定する年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行部門において目標を設定し、各担当取締役・執行役員は施策・業務遂行体制を決定し、その遂行状況は取締役会、全社会議をはじめとした各会議等にて定期的に報告を行う。
- ⑤ 当社ならびに当社の子会社からなる企業集団に関する体制
1. 当社子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
年度経営計画、予算、決算等の一定事項について親会社と事前協議を行い、指示または承認を得るものとし、月次決算等の所定の事項については報告をする体制とする。
 2. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の内部監査については、親会社が実施する体制とする。
 3. 当社子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の取締役や監査役に親会社から複数名を派遣し、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。
 4. 当社子会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンスに関する問題、リスク管理に関する問題等は親会社の子会社を含めて管理する体制とする。
 5. その他当社ならびに当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社等の関係会社管理の担当部署として財務部内に関連事業課を置き、子会社を含む企業集団として業務の適正を確保するため、子会社経営者等と常に接点を持ち経営全般について協議を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき部署として監査・内部統制室を設置し、専任の使用人を複数名配置するものとする。

- ⑦ 前項の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人の任命等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会と事前に十分な協議を行う等、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するよう配慮を行う体制とする。
また、監査等委員より内部監査に必要な補助業務を求められた取締役および使用人は適切に対応できる体制とする。
- ⑧ 当社および当社子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社および当社子会社の取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、必要な報告および情報提供を行うこととする。
監査等委員は、取締役会の他に、全社会議、その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けるものとしており、そのために事前に日程等を連絡し出席を依頼する体制とする。
また、次のような重大・緊急事由が発生した場合は、当社および当社子会社の取締役および使用人は遅滞なく監査等委員会に報告をする。
1. 当社およびグループ会社の信用面、業績面に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上または財務上の問題
 2. 法令・定款違反、不正行為で重大なもの
 3. コンプライアンス上の通報で重大なもの
 4. 重大な被害を与えたもの、受けたもの、その恐れのあるもの
- なお、上記の報告をした者は「公益通報者保護規程」により保護され、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることのない体制とする。
- ⑨ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制
監査等委員がその職務の執行において、費用の前払い請求や費用の償還手続きをしたときは、請求にかかる費用または債務が当該職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに処理するものとする。
- ⑩ その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができ、さらに監査等委員は管理部門に協力を要請し、監査業務のサポートを求めることができる体制とする。
常勤の監査等委員1名、非常勤の社外取締役である監査等委員2名の計3名で構成する監査等委員会を毎月開催し、重要事項につき協議するほか、定期的に会計監査人との情報交換を実施し、特に財務上の問題点につき協議する。
監査等委員は、代表取締役社長、会計監査人、監査・内部統制室、各事業部門、グループ各社の取締役等との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保し監査業務の遂行を図る。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法第24条の4の4に規定される内部統制報告書の提出を適正に行うため、代表取締役社長直轄の監査・内部統制室が財務報告に係る内部統制の仕組みを整備し、法令等への適合性と財務報告の信頼性を確保する体制を構築するとともに、内部統制活動の整備・運用状況を監査し、代表取締役社長に報告する。

⑫ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断します。また、これらの活動を助長するような行為を行いません。トラブルが発生した場合は企業を挙げて立ち向かいます。』と定め、全社的に取り組む。

また、総務部を対応統括部署として定め、各事業所に不当要求防止責任者の設置を推進し、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築する。

さらに、神田地区特殊暴力防止対策協議会および警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に所属し、神田警察署、警視庁組織犯罪対策課と連携し、指導を受けるとともに情報の共有化を図る。

(注) 上記「業務の適正を確保するための体制」は、2022年4月22日の取締役会において改定した内容であります。その改定内容は、組織変更に伴う部署名変更等であります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般に関する運用状況

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査室が監査し、内部統制推進室が内部統制システムの体制整備を継続的に行いました。

② 職務執行の適正および効率性に関する運用状況

取締役会を毎月開催し、付議事項について迅速に確かな意思決定を行いました。また、取締役会での迅速な意思決定を推進するため、取締役会への付議事項を含めた全ての稟議案件を事前に協議する稟議審査会を週1回開催いたしました。さらに、各部門の責任者および執行役員以上をもって構成する全社会議を毎月開催し、業務執行の状況ならびに経営計画の進捗状況を確認したうえで、協議・指示をいたしました。

③ コンプライアンスおよびリスク管理に関する運用状況

コンプライアンス違反の早期発見を目的とした「公益通報者保護規程」を社内グループウェアに開示し、従業員に周知しております。また、コンプライアンス違反やリスク発生時に備えて、コンプライアンス委員会と危機管理委員会を設置し、各部門からの報告・検討・対策が迅速に行える体制を構築しております。

④ 監査等委員会に関する運用状況
監査等委員は監査等委員会および取締役会に出席するほか、常勤監査等委員が全社会議などの重要な会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けました。また、代表取締役と定期的に会合を行い、代表取締役との綿密な情報共有および提言を行いました。さらに、内部監査室と協働して複数部門への内部監査を実施し、改善事項の指摘ならびに改善計画の作成指示および確認を行いました。

⑤ 子会社の内部統制に関する運用状況
子会社の取締役および監査役として当社の役職員を複数名派遣し、業務が適正に運用されていることを確認しております。

(3) **株式会社の支配に関する基本方針**
特に定めておりません。

(4) **剰余金の配当等の決定に関する方針**

① 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は株主の皆様への利益還元を最重要経営課題のひとつとして位置付けており、企業体質の一層の充実・強化と将来に向けた積極的な事業展開を推進してまいります。この基本方針のもと、配当金につきましては業績に応じ、また適正な内部留保の充実、新規投資計画を考慮しつつ安定的な配当の継続に努めてまいります。

当社の配当につきましては、期末配当の年1回を基本的な方針とし、配当の決定機関は取締役会であります。

② 当事業年度における剰余金の配当等の状況

当事業年度の剰余金の配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業環境や財務内容を総合的に勘案し、当事業年度末日（2022年3月31日）を基準日とする配当金を1株につき50円とさせていただくことを、2022年5月13日開催の取締役会において決議いたしました。これにより配当金総額は63,423千円となりました。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しており、その他は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部                  |                   |
|-----------------|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目                      | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>6,307,005</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>5,674,368</b>  |
| 現金及び預金          | 1,905,060         | 支払手形及び買掛金                | 302,434           |
| 受取手形及び売掛金       | 1,904,957         | 電子記録債務                   | 975,539           |
| 電子記録債権          | 561,528           | 短期借入金                    | 2,893,000         |
| 商品及び製品          | 519,724           | 1年内償還予定の社債               | 200,000           |
| 仕掛品             | 615,852           | 1年内返済予定長期借入金             | 361,332           |
| 原材料及び貯蔵品        | 730,104           | リース債務                    | 129,779           |
| その他             | 69,819            | 未払法人税等                   | 163,403           |
| 貸倒引当金           | △40               | 未払消費税等                   | 82,425            |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>5,489,842</b>  | 未払費用                     | 260,485           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,906,503</b>  | 賞与引当金                    | 198,411           |
| 建物及び構築物         | 2,508,797         | 設備関係電子記録債務               | 13,219            |
| 機械装置及び運搬具       | 203,345           | その他                      | 94,337            |
| 土地              | 1,777,096         | <b>固 定 負 債</b>           | <b>3,034,823</b>  |
| リース資産           | 360,200           | 社債                       | 400,000           |
| 建設仮勘定           | 1,657             | 長期借入金                    | 1,930,188         |
| その他             | 55,405            | リース債務                    | 457,227           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>46,404</b>     | 再評価に係る繰延税金負債             | 127,115           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>536,935</b>    | 退職給付に係る負債                | 69,253            |
| 投資有価証券          | 291,949           | その他                      | 51,038            |
| 繰延税金資産          | 239,540           | <b>負 債 合 計</b>           | <b>8,709,191</b>  |
| その他             | 5,445             | <b>純 資 産 の 部</b>         |                   |
| <b>繰 延 資 産</b>  | <b>10,762</b>     | <b>株 主 資 本</b>           | <b>2,704,280</b>  |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>11,807,610</b> | 資本金                      | 643,099           |
|                 |                   | 資本剰余金                    | 248,362           |
|                 |                   | 利益剰余金                    | 1,852,738         |
|                 |                   | 自己株式                     | △39,921           |
|                 |                   | <b>その他の包括利益累計額</b>       | <b>394,138</b>    |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金             | 75,972            |
|                 |                   | 土地再評価差額金                 | 288,295           |
|                 |                   | 為替換算調整勘定                 | 20,204            |
|                 |                   | 退職給付に係る調整累計額             | 9,666             |
|                 |                   | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>3,098,418</b>  |
|                 |                   | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>11,807,610</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 8,147,337 |
| 売上原価            | 6,324,141 |
| 売上総利益           | 1,823,195 |
| 販売費及び一般管理費      | 1,293,954 |
| 営業利益            | 529,240   |
| 営業外収益           |           |
| 受取利息及び配当金       | 8,188     |
| 受取賃料            | 11,263    |
| 受取保険金           | 1,405     |
| 補助金の収入          | 18,730    |
| その他             | 4,693     |
| 営業外費用           |           |
| 支払利息            | 66,931    |
| 支払賃料            | 3,700     |
| シジケートローン手数料     | 8,480     |
| 為替差損            | 1,534     |
| その他             | 6,461     |
| 経常利益            | 87,108    |
| 特別損失            | 486,412   |
| 固定資産除却損         | 25,051    |
| 減損              | 524,334   |
| 税金等調整前当期純損失     | 549,386   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 62,973    |
| 法人税等調整額         | 161,085   |
| 当期純損失           | △81,263   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失 | 79,821    |
|                 | 142,795   |
|                 | 142,795   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 残高及び変動事由                      | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                     | 643,099 | 248,362   | 2,068,505 | △39,228 | 2,920,738   |
| 当 期 変 動 額                     |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当                   |         |           | △63,436   |         | △63,436     |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)        |         |           | △142,795  |         | △142,795    |
| 土 地 再 評 価<br>差 額 金 の 取 崩      |         |           | △9,534    |         | △9,534      |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |         |           |           | △692    | △692        |
| 株主資本以外の項目の連結会計<br>年度中の変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | -       | -         | △215,766  | △692    | △216,458    |
| 当 期 末 残 高                     | 643,099 | 248,362   | 1,852,738 | △39,921 | 2,704,280   |

| 残高及び変動事由                      | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                    |                    |                            |                              | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------|-----------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|------------------------------|-----------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金      | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退 職 給 付 に 係 る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括<br>利 益 累 計 額 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                     | 82,656                | 278,760            | 4,808              | 17,831                     | 384,056                      | 3,304,795 |
| 当 期 変 動 額                     |                       |                    |                    |                            |                              |           |
| 剰 余 金 の 配 当                   |                       |                    |                    |                            |                              | △63,436   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純損失(△)        |                       |                    |                    |                            |                              | △142,795  |
| 土 地 再 評 価<br>差 額 金 の 取 崩      |                       |                    |                    |                            |                              | △9,534    |
| 自 己 株 式 の 取 得                 |                       |                    |                    |                            |                              | △692      |
| 株主資本以外の項目の連結会計<br>年度中の変動額(純額) | △6,684                | 9,534              | 15,396             | △8,165                     | 10,081                       | 10,081    |
| 当 期 変 動 額 合 計                 | △6,684                | 9,534              | 15,396             | △8,165                     | 10,081                       | △206,377  |
| 当 期 末 残 高                     | 75,972                | 288,295            | 20,204             | 9,666                      | 394,138                      | 3,098,418 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

不二ライフ(株)、FUJI LATEX SHANGHAI CO.,LTD.

(2) 非連結子会社

該当ありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結会社の決算日は、FUJI LATEX SHANGHAI CO.,LTD.を除き、すべて連結決算日と一致しております。

FUJI LATEX SHANGHAI CO.,LTD.の決算日は、12月31日ではありますが、連結計算書類作成にあたっては、決算日の差異が3ヶ月以内であるので、子会社の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法によっております。  
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3年ないし5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産  
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とした定額法によっております。  
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のも  
のはゼロとしております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の  
債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員に対し、支給する賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち会社で定めた支給対象期間中の  
当連結会計年度負担分を計上しております。
- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
  - ① 繰延資産の処理方法  
社債発行費  
償還期間にわたり、定額法により償却しております。
  - ② 退職給付に係る会計処理の方法
    - ・退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法につい  
ては、給付算定式基準によっております。
    - ・数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数  
（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしてお  
ります。
    - ・小規模企業等における簡便法の採用  
連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額  
を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### ③ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社（以下、当社グループ）の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、ゴム製品及び精密機器等の製造及び販売を行っております。これら製品及び商品の販売は、国内販売においては顧客に検収された時点、輸出販売においてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で、顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内販売において、出荷から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものは、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

### ④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### ⑤ 重要なヘッジ会計の方法

#### ・ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

#### ・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

#### ・ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを低減する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。なお、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

#### ・ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更に関する注記)

・収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

① 返品権付販売に係る収益認識

返品されると見込まれる商品及び製品の収益および売上原価相当額を除いた額を収益および売上原価として認識する方法に変更しており、返品されると見込まれる商品及び製品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に、顧客から商品及び製品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

② 顧客に支払われる対価に係る収益認識

従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等(顧客から受領する別個の財またはサービスと交換に支払われる場合を除く)については、売上高から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高は43,199千円減少し、売上原価は22,324千円減少し、販売費及び一般管理費は4,345千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ16,529千円減少しておりますが、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。なお、当連結会計年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

・時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 2,184,060千円 |
| 土地 | 1,655,161千円 |
| 計  | 3,839,222千円 |

担保に係る債務

|              |             |
|--------------|-------------|
| 短期借入金        | 2,528,500千円 |
| 1年内返済予定長期借入金 | 301,332千円   |
| 長期借入金        | 1,885,188千円 |
| 計            | 4,715,020千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額

5,526,030千円

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、2002年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って計算する方法により算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

302,250千円

#### 4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を取引銀行7行（うち当座貸越契約は4行）と締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 4,050,000千円 |
| 借入実行残高                | 2,893,000千円 |
| 差引額                   | 1,157,000千円 |

なお、上記の内、貸出コミットメント契約3,500,000千円には、以下の財務制限条項が設けられておりません。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- (2) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

2022年3月末現在において、当社は当該財務制限条項に抵触しておりません。

(連結損益計算書に関する注記)

##### ・減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 場所     | 用途                 | 種類                | 金額        |
|--------|--------------------|-------------------|-----------|
| 栃木県栃木市 | 遊休資産<br>(不二物流倉庫跡地) | 土地等               | 71,401千円  |
| 栃木県栃木市 | コンドーム<br>新生産設備     | 機械装置、リース資産、建設仮勘定等 | 423,477千円 |
| 栃木県栃木市 | コンドーム<br>共用生産設備    | 機械装置等             | 29,456千円  |

当社グループは、事業部門別を基本とし、事業用資産については用途別、遊休資産については個別物件単位を独立したキャッシュ・フローを生む最小の単位として資産グルーピングを行っております。

##### (1)遊休資産

###### ・経緯

上記の土地について、倉庫用地として利用しておりましたが、老朽化のため建物を解体し、現在は遊休資産としております。今後の利用計画も無いため減損損失を認識いたしました。その内訳は、土地67,493千円、その他3,908千円です。

###### ・回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しており、路線価を基準として合理的に算定しております。



(2)コンドーム新生産設備

・経緯

上記の資産グループについては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額423,477千円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、機械装置198,865千円、リース資産183,042千円、建設仮勘定31,365千円、その他10,203千円であります。

・回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しております。正味売却価額は、不動産以外の資産については、処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断したため備忘価額をもって評価しており、不動産については不動産鑑定評価に基づき算定しております。

(3)コンドーム共用生産設備

・経緯

上記の資産グループについては、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額29,456千円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、機械装置28,906千円、その他549千円であります。

・回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しておりますが、処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断したため備忘価額をもって評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数

普通株式 1,286,199株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 2021年5月17日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 63,436千円 | 50.0円    | 2021年3月31日 | 2021年6月28日 |

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|--------------------|-------|-------|----------|----------|------------|------------|
| 2022年5月13日<br>取締役会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 63,423千円 | 50.0円    | 2022年3月31日 | 2022年6月27日 |

(金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に Condominium 及び緩衝器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な設備資金並びに運転資金については主に銀行借入や社債発行にて調達をしております。余剰資金が生じた場合には、基本的に借入金の返済により資金効率を図る方針ですが、一時的には安全性の高い金融資産で運用を行います。デリバティブ取引は、金利及び為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的として利用しており投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券につきましては主に取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。長期借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたもので、償還日は決算日後、最長で12年であります。また、シンジケート・ローン契約63億円には財務制限条項があり、抵触した場合は期限の利益を喪失するリスクがあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                                 | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|---------------------------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 投資有価証券<br>その他有価証券           | 201,085            | 201,085    | —          |
| 資産計                             | 201,085            | 201,085    | —          |
| (2) 社債                          | 600,000            | 600,150    | 150        |
| (3) 長期借入金(1年内返済<br>予定の長期借入金を含む) | 2,291,520          | 2,363,840  | 72,320     |
| (4) リース債務                       | 587,007            | 603,848    | 16,841     |
| 負債計                             | 3,478,527          | 3,567,839  | 81,312     |

(※1)現金及び預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、設備関係電子記録債務については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格のない株式等は、(1)投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区 分   | 当連結会計年度 (千円) |
|-------|--------------|
| 非上場株式 | 90,863       |

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 (2022年3月31日)

| 区分     | 時価 (千円) |      |      |         |
|--------|---------|------|------|---------|
|        | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券 |         |      |      |         |
| 其他有価証券 | 201,085 | —    | —    | 201,085 |
| 資産計    | 201,085 | —    | —    | 201,085 |

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度（2022年3月31日）

| 区分                          | 時価（千円） |           |      |           |
|-----------------------------|--------|-----------|------|-----------|
|                             | レベル1   | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 社債                          | －      | 600,150   | －    | 600,150   |
| 長期借入金（1年内返済<br>予定の長期借入金を含む） | －      | 2,363,840 | －    | 2,363,840 |
| リース債務                       | －      | 603,848   | －    | 603,848   |
| 負債計                         | －      | 3,567,839 | －    | 3,567,839 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

- ・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

- ・社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

- ・長期借入金、並びにリース債務

長期借入金のうち変動金利のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金のうち固定金利によるもの並びにリース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                 | 報 告 セ グ メ ン ト |           |         |         | 合 計       |
|-----------------|---------------|-----------|---------|---------|-----------|
|                 | 医療機器事業        | 精密機器事業    | S P 事業  | 食品容器事業  |           |
| 一時点で移転される財      | 2,301,092     | 5,316,728 | 330,412 | 199,103 | 8,147,337 |
| 一定の期間にわたり移転される財 | —             | —         | —       | —       | —         |
| 顧客との契約から生じる収益   | 2,301,092     | 5,316,728 | 330,412 | 199,103 | 8,147,337 |
| その他の収益          | —             | —         | —       | —       | —         |
| 外部顧客への売上高       | 2,301,092     | 5,316,728 | 330,412 | 199,103 | 8,147,337 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項(4)その他連結計算書類の作成のための重要な事項 ③重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報  
該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,442円65銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 112円56銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部          |                   |
|-----------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目              | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>6,083,715</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>5,660,488</b>  |
| 現金及び預金          | 1,716,659         | 電子記録債権           | 975,539           |
| 受取手形            | 204,442           | 買掛金              | 292,684           |
| 売掛金             | 1,691,678         | 短期借入金            | 2,893,000         |
| 電子記録債権          | 561,528           | 1年内償還予定の社債       | 200,000           |
| 商品及び製品          | 494,694           | 1年内返済予定長期借入金     | 361,332           |
| 仕掛品             | 615,852           | リース債権            | 129,779           |
| 材料及び貯蔵品         | 730,104           | 未払金              | 1,974             |
| 未収入金            | 4,982             | 未払費用             | 258,499           |
| その他の金           | 63,779            | 未払法人税等           | 164,077           |
| 貸倒引当金           | △7                | 未払消費税等           | 81,791            |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,635,620</b>  | 預り金              | 32,200            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,926,070</b>  | 賞与引当金            | 196,953           |
| 建物              | 2,184,060         | 設備関係電子記録債権       | 13,219            |
| 構築物             | 324,736           | その他              | 59,436            |
| 機械及び装置          | 203,345           | <b>固定負債</b>      | <b>3,040,405</b>  |
| 工具器具備品          | 53,886            | 社債               | 400,000           |
| 土地              | 1,798,182         | 長期借入金            | 1,930,188         |
| リース資産           | 360,200           | リース債権            | 457,227           |
| 建設仮勘定           | 1,657             | 再評価に係る繰延税金負債     | 127,115           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>43,363</b>     | 退職給付引当金          | 74,836            |
| 借地権             | 856               | 長期預り保証金          | 8,302             |
| ソフトウェア          | 36,992            | その他              | 42,736            |
| 電話加入権           | 5,514             | <b>負債合計</b>      | <b>8,700,894</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>666,186</b>    | <b>純資産の部</b>     | <b>2,664,936</b>  |
| 投資有価証券          | 291,949           | 株主資本             | 643,099           |
| 関係会社株式          | 127,542           | 資本剰余金            | 248,362           |
| 出資金             | 20                | 資本準備金            | 248,362           |
| 繰延税金資産          | 241,870           | 利益剰余金            | 1,813,395         |
| 差入保証金           | 3,287             | 利益準備金            | 175,375           |
| その他             | 1,517             | その他利益剰余金         | 1,638,020         |
| <b>繰延資産</b>     | <b>10,762</b>     | 別途積立金            | 242,000           |
| 社債発行費           | 10,762            | 繰越利益剰余金          | 1,396,020         |
| <b>資産合計</b>     | <b>11,730,098</b> | 自己株式             | △39,921           |
|                 |                   | <b>評価・換算差額等</b>  | <b>364,267</b>    |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金     | 75,972            |
|                 |                   | 土地再評価差額金         | 288,295           |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>     | <b>3,029,204</b>  |
|                 |                   | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>11,730,098</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上           | 8,067,024 |
| 売上原価         | 6,300,304 |
| 販売費及び一般管理費   | 1,766,720 |
| 営業利益         | 1,232,060 |
| 受取利息         | 534,659   |
| 受取配当金        | 13        |
| 受取賃料         | 8,740     |
| 為替差益         | 14,182    |
| 受補雑収入        | 1,086     |
| 雑収入          | 1,405     |
| 営業外費用        | 17,830    |
| 支払利息         | 4,492     |
| 社債発行費        | 64,689    |
| 社債発行費        | 2,241     |
| 賃借料          | 2,430     |
| 引当金          | 4,920     |
| シンジケートローン手数料 | 3,860     |
| 雑損失          | 8,480     |
| 経常利益         | 143       |
| 特別損失         | 86,766    |
| 固定資産除却損失     | 26,051    |
| 減損損失         | 558,141   |
| 税引前当期純損失     | 584,192   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 88,549    |
| 法人税等調整額      | 160,850   |
| 当期純損失        | △82,050   |
|              | 78,799    |
|              | 167,349   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 残高及び変動事由                                     | 株 主 資 本 |         |           |                   |             |              |
|----------------------------------------------|---------|---------|-----------|-------------------|-------------|--------------|
|                                              | 資 本 金   | 資本剰余金   | 利 益 剰 余 金 |                   |             | 利益剰余金<br>合 計 |
|                                              |         | 資本準備金   | 利益準備金     | その他利益剰余金<br>別途積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |              |
| 当 期 首 残 高                                    | 643,099 | 248,362 | 175,375   | 242,000           | 1,636,340   | 2,053,715    |
| 当 期 変 動 額                                    |         |         |           |                   |             |              |
| 剰 余 金 の 配 当                                  |         |         |           |                   | △63,436     | △63,436      |
| 当 期 純 損 失 ( △ )                              |         |         |           |                   | △167,349    | △167,349     |
| 土 地 再 評 価<br>差 額 金 の 取 崩                     |         |         |           |                   | △9,534      | △9,534       |
| 自 己 株 式 の 取 得<br>株主資本以外の項目の事業年度<br>中の変動額(純額) |         |         |           |                   |             |              |
| 当 期 変 動 額 合 計                                | -       | -       | -         | -                 | △240,320    | △240,320     |
| 当 期 末 残 高                                    | 643,099 | 248,362 | 175,375   | 242,000           | 1,396,020   | 1,813,395    |

| 残高及び変動事由                    | 株 主 資 本 |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等          |                    |                        | 純資産合計     |
|-----------------------------|---------|-----------|--------------------------|--------------------|------------------------|-----------|
|                             | 自 己 株 式 | 株主資本合計    | そ の 他<br>有価証券評価<br>差 額 金 | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                   | △39,228 | 2,905,949 | 82,656                   | 278,760            | 361,416                | 3,267,365 |
| 当 期 変 動 額                   |         |           |                          |                    |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         | △63,436   |                          |                    |                        | △63,436   |
| 当 期 純 損 失 ( △ )             |         | △167,349  |                          |                    |                        | △167,349  |
| 土 地 再 評 価<br>差 額 金 の 取 崩    |         | △9,534    |                          |                    |                        | △9,534    |
| 自 己 株 式 の 取 得               | △692    | △692      |                          |                    |                        | △692      |
| 株主資本以外の項目の事業年度<br>中の変動額(純額) |         |           | △6,684                   | 9,534              | 2,850                  | 2,850     |
| 当 期 変 動 額 合 計               | △692    | △241,012  | △6,684                   | 9,534              | 2,850                  | △238,161  |
| 当 期 末 残 高                   | △39,921 | 2,664,936 | 75,972                   | 288,295            | 364,267                | 3,029,204 |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの…時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

#### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (3年ないし5年) に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のはゼロとしております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち会社で定めた支給対象期間中の当事業年度負担分を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は、ゴム製品及び精密機器等の製造及び販売を行っております。これら製品及び商品の販売は、国内販売においては顧客に検収された時点、輸出販売においてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で、顧客が当該製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。ただし、国内販売において、出荷から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものは、出荷時に収益を認識しております。収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 5. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利息

### (3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを低減する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。なお、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

## 6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還期間にわたり、定額法により償却しております。

### (2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更に関する注記)

・収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

① 返品権付販売に係る収益認識

返品されると見込まれる商品及び製品の収益および売上原価相当額を除いた額を収益および売上原価として認識する方法に変更しており、返品されると見込まれる商品及び製品の対価を返金負債として「流動負債」の「その他」に、顧客から商品及び製品を回収する権利として認識した資産を返品資産として「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

② 顧客に支払われる対価に係る収益認識

従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等(顧客から受領する別個の財またはサービスと交換に支払われる場合を除く)については、売上高から減額する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当会計年度の売上高は43,199千円減少し、売上原価は22,324千円減少し、販売費及び一般管理費は4,345千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ16,529千円減少しておりますが、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。なお、当会計年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

・時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

|    |             |
|----|-------------|
| 建物 | 2,184,060千円 |
| 土地 | 1,671,901千円 |
| 計  | 3,855,962千円 |

担保に係る債務

|              |             |
|--------------|-------------|
| 短期借入金        | 2,528,500千円 |
| 1年内返済予定長期借入金 | 301,332千円   |
| 長期借入金        | 1,885,188千円 |
| 計            | 4,715,020千円 |

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額     | 5,521,820千円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 |             |
| 関係会社に対する短期金銭債権        | 9,750千円     |
| 関係会社に対する短期金銭債務        | 199千円       |

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は運転資金の効率的な調達を行うため当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を取引銀行7行（うち当座貸越契約は4行）と締結しております。

事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 4,050,000千円 |
| 借入実行残高                | 2,893,000千円 |
| 差引額                   | 1,157,000千円 |

なお、上記の内、貸出コミットメント契約3,500,000千円には、以下の財務制限条項が設けられております。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- (2) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

2022年3月末現在において、当社は当該財務制限条項に抵触していません。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

|                      |          |
|----------------------|----------|
| (1) 関係会社に対する売上高      | 93,914千円 |
| (2) 関係会社からの仕入高       | 5,202千円  |
| (3) 関係会社との営業取引以外の取引高 | 49,205千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

|      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 17,738株 |
|------|---------|

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 繰延税金資産          |                   |
| 未払事業税           | 10,408千円          |
| 返金負債            | 10,628千円          |
| 賞与引当金           | 60,267千円          |
| 賞与引当金に係る未払社会保険料 | 9,132千円           |
| 棚卸評価損           | 49,903千円          |
| 退職給付引当金         | 22,900千円          |
| 役員退職慰労未払金       | 12,974千円          |
| 投資有価証券評価損       | 2,322千円           |
| ゴルフ会員権評価損       | 5,169千円           |
| 減損損失            | 43,311千円          |
| 減価償却費の償却超過額     | 227,938千円         |
| その他             | 346千円             |
| 繰延税金負債との相殺      | <u>△37,146千円</u>  |
| 繰延税金資産小計        | 418,156千円         |
| 評価性引当額          | <u>△176,286千円</u> |
| 繰延税金資産合計        | <u>241,870千円</u>  |
| 繰延税金負債          |                   |
| その他有価証券評価差額金    | 31,493千円          |
| 返品資産            | 5,653千円           |
| 繰延税金資産との相殺      | <u>△37,146千円</u>  |
| 土地再評価に係る繰延税金負債  | <u>127,115千円</u>  |
| 繰延税金負債合計        | <u>127,115千円</u>  |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳  
当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、注記を省略しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,388円09銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 131円92銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

不二ラテックス株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所

|             |       |   |   |   |   |
|-------------|-------|---|---|---|---|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 金 | 井 | 匡 | 志 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |   |   |   |   |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 新 | 島 | 敏 | 也 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |   |   |   |   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、不二ラテックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二ラテックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

不二ラテックス株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所

|             |       |   |   |   |   |
|-------------|-------|---|---|---|---|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 金 | 井 | 匡 | 志 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |   |   |   |   |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 | 新 | 島 | 敏 | 也 |
| 業 務 執 行 社 員 |       |   |   |   |   |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二ラテックス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

不二ラテックス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 柏 村 明 克 ㊟

監 査 等 委 員 深 沢 岳 久 ㊟

監 査 等 委 員 大 西 恭 二 ㊟

(注) 監査等委員 深沢岳久及び大西恭二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                  | 変 更 案        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）<br/>第14条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>（削 除）</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                        | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>附 則<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br/>(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> | <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>附 則<br/>(監査役の責任免除に関する経過措置)<br/>(現行どおり)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>本附則の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役3名（監査等委員である取締役を除く。）の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名                  | 現在の地位及び担当等                                      | 属性 |
|-------|---------------------|-------------------------------------------------|----|
| 1     | こん 近 とう 藤 やす 安 ひろ 弘 | 取締役執行役員<br>精密機器本部長・海外営業部長                       | 再任 |
| 2     | きん 金 ばら 原 たつ 辰 や 弥  | 取締役執行役員<br>管理本部長・財務部長                           | 再任 |
| 3     | おか 岡 もと 本 まさ 昌 お 大  | 代表取締役専務執行役員<br>医療機器本部長・メディカル営業部長<br>不二ライフ㈱代表取締役 | 再任 |

再任 再任役員候補者 新任 新任役員候補者 社外 社外役員候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

| 候補者<br>番号                                                                                                           | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所 有 する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1                                                                                                                   | こん どう やす ひろ<br>近 藤 安 弘<br>(1964年12月7日生) | 1988年 4月 カルソニック(株)入社<br>1995年 6月 不二精器(株)入社<br>2002年 4月 当社新栃木工場製造部製造課長<br>2007年 4月 当社新栃木工場技術部次長<br>2009年 4月 当社栃木工場副工場長<br>2011年 4月 当社経営統轄本部付次長<br>2015年 4月 当社新栃木工場長<br>2015年 6月 当社執行役員新栃木工場長<br>2018年 4月 当社執行役員精密機器本部長・新栃木工場長<br>2018年 6月 当社取締役執行役員経営統轄副本部長・精密機器本部長・新栃木工場長<br>2019年 4月 当社取締役執行役員精密機器本部長<br>2021年 4月 当社取締役執行役員精密機器本部長・海外営業部長 (現) | 1,677株           |
| [取締役候補者とした理由]<br>長年精密機器事業の業務に従事してきた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。                |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                  |
| 2                                                                                                                   | きん ばら たつ や<br>金 原 辰 弥<br>(1964年3月15日生)  | 1987年 4月 (株)協和銀行 (現(株)りそな銀行) 入行<br>2016年 4月 (株)りそなホールディングス<br>グループ戦略部金融法人室長<br>2019年 4月 当社入社 管理本部財務部長<br>2019年 6月 当社執行役員管理本部財務部長<br>2021年 4月 当社執行役員管理本部長・財務部長<br>2021年 6月 当社取締役執行役員管理本部長・財務部長<br>(現)                                                                                                                                           | 500株             |
| [取締役候補者とした理由]<br>大手銀行出身者として経営及び財務面における相当の知識・経験を有しており、幅広い視点と経験を当社の経営に活かしていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                  |



| 候補者番号                                                                                                         | 氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                             | <p>おかもとまさお<br/>岡本昌大<br/>(1976年12月5日生)</p> | <p>1999年4月 オカモト(株)入社<br/>2002年4月 当社入社<br/>2007年6月 当社取締役執行役員営業本部副本部長・SP事業部長<br/>2009年6月 当社常務取締役執行役員営業本部長・海外事業部長<br/>2010年4月 当社常務取締役執行役員営業本部長・ヘルスケア事業部長<br/>2011年4月 当社常務取締役執行役員経営統轄本部長・医療機器事業部長・研究開発部長<br/>2011年5月 不二ライフ(株)代表取締役(現)<br/>2011年6月 当社専務取締役執行役員経営統轄本部長・医療機器事業部長・研究開発部長<br/>2012年4月 当社代表取締役専務執行役員経営統轄本部長・医療機器事業部長<br/>2018年4月 当社代表取締役専務執行役員経営統轄本部長・医療機器本部長・研究開発部長・メディカル営業部長<br/>2020年4月 当社代表取締役専務執行役員医療機器本部長・メディカル営業部長(現)</p> | 155,250株       |
| <p>[取締役候補者とした理由]<br/>培ってきた豊富な業務経験と経営全般に関する知見を当社経営ならびに営業活動に活かしていることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。</p> |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 所有する当社株式数は、2022年3月31日現在の状況を記載しております。  
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、当社が保険料を全額負担しております。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。  
4. 伊藤研二氏は、本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたします。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役柏村明克氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                              | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ※<br>はた やま みき お<br>畑 山 幹 男<br>(1955年10月1日生)                                               | 1978年4月 (株)協和銀行(現(株)りそな銀行) 入行<br>2004年4月 (株)りそな銀行新宿西口支店長<br>2005年4月 当社入社管理本部財務部長<br>2005年6月 当社執行役員管理本部財務部長<br>2007年6月 当社取締役執行役員財務部長・内部統制推進室長<br>2012年4月 当社常務取締役執行役員財務部長・内部統制推進室長・基幹システム構築室長<br>2014年4月 当社常務取締役執行役員管理本部長・財務部長・総務部長・内部統制推進室長<br>2021年4月 当社常務取締役執行役員社長室長・内部統制推進室長<br>2021年6月 当社社長室長・内部統制推進室長<br>2022年4月 当社社長室長・監査-内部統制室長(現) | 1,200株         |
| [取締役候補者とした理由]<br>当社管理部門における豊富な経験と知識を有しており、当社の監査・監督の立場に適任であると判断し、新任の監査等委員である取締役候補者としております。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                |

- (注) 1. ※印は、新任の候補者であります。  
 2. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 所有する当社株式数は、2022年3月31日現在の状況を記載しております。  
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、当社が保険料を全額負担しております。なお、候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                 | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 鈴木 壽太郎<br>(1950年12月9日生)                                                                                                      | 1973年4月 三洋貿易(株)入社<br>2002年10月 同社総務人事部長<br>2008年10月 同社執行役員総務部長<br>2013年12月 同社取締役執行役員管理本部長<br>2014年10月 同社取締役執行役員管理部門担当<br>2015年12月 同社取締役監査等委員<br>2017年12月 同社退任 | 0株             |
| <p>[補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]<br/>豊富な経営経験及び幅広い識見等を有しており、経営者としてのバランス感覚を活かしたご指導をいただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。</p> |                                                                                                                                                              |                |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木壽太郎氏は、現在当社の補欠の監査等委員である社外取締役であります。
3. 鈴木壽太郎氏は、補欠の社外取締役候補者であり、同氏が就任した場合は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 鈴木壽太郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、当社が保険料を全額負担しております。なお、鈴木壽太郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区神田錦町三丁目19番地1 当社 5階会議室  
電話(03) 3293-5681

交通

東京メトロ東西線「竹橋駅」 3b出口より徒歩約3分  
都営地下鉄新宿線／三田線 A9出口より徒歩約5分  
東京メトロ半蔵門線「神保町駅」



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。